

# 第133回東京都自然環境保全審議会

## 速 記 録

平成27年10月19日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後2時00分開会)

○及川計画課長 それでは、定刻になりましたので、審議会を始めさせていただきたいと思  
います。

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りましてまことにあ  
りがとうございます。

会議に先立ちまして、前回の本審議会においてまだ紹介をできていない委員の皆様、また、  
都議会議員の代表の委員の皆様におかれましては改選がございましたので、10月9日付で新  
たに委員になられた方がいらっしゃいますので御紹介をさせていただきたいと思います。

まず、前回の本審議会においてまだ紹介をしていない委員の皆様でございますけれども、  
順に御紹介させていただきます。

井本郁子委員でございます。

○井本委員 よろしくお願いいたします。

○及川計画課長 杉田文委員でございます。

○杉田委員 杉田です。よろしくお願いいたします。

○及川計画課長 山崎靖代委員でございます。

○山崎(靖)委員 山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○及川計画課長 東村邦浩委員でございます。

○東村委員 よろしくお願いいたします。

○及川計画課長 続きまして、今回新たに委員になられました都議会議員代表の委員の皆様  
を御紹介いたします。

北久保眞道委員でございます。

○北久保委員 よろしくお願ひします。

○及川計画課長 米倉春奈委員でございます。

○米倉委員 よろしくお願ひします。

○及川計画課長 近藤委員、東村委員、あさの委員におかれましては、前回に引き続きまし  
て御就任をいただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、事務局におきまして7月16日付で人事異動がございましたので、委員の皆様にご紹  
介させていただきます。

自然環境部長の志村でございます。

○志村自然環境部長 よろしくお願ひいたします。

○及川計画課長 続きまして、資料につきまして確認をさせていただきます。

会議次第にございます議題ごとに確認をさせていただきます。

議題の1でございますが、「株式会社村尾組成木工場採石事業について」に関する資料といたしまして、資料1-1から1-4までの4種類です。

議題2の「町田市三輪緑山の温泉動力の装置について」に関する資料といたしまして、資料2-1、2-2の2種類。

議題3の「世田谷区瀬田の温泉動力の装置について」に関する資料といたしまして、資料3-1、3-2の2種類。

議題4の「八王子市左入町の温泉掘削について」に関する資料といたしまして、資料4-1と4-2の2種類がございます。

また、参考資料といたしまして、参考資料1「第22期東京都自然環境保全審議会委員名簿」、参考資料2「諮問文(写)」、議題1に係る資料といたしまして、参考資料3「開発許可の手引」、議題2から4に係る資料といたしまして、参考資料4-1から4-3まで温泉に係る地盤沈下防止対策など温泉に関する各種資料としてA4判のものが3枚ございます。

以上、お手元でございますでしょうか。不足する資料等がございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、会議の定足数について御報告いたします。

現在の審議会の委員及び臨時委員の総数は38名でございます。ただいまの出席者数は29名となっておりまして、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項によりまして会議が成立しておりますことを御報告いたします。

ただいま報告がありました、先ほど29名となっておりますが、現在31名ということでございます。失礼いたしました。

次に、本日の会議の進め方でございますが、本日の議事についてお手元の会議次第を御覧いただきたいと思います。

2の「議事」に書かれておりますように、本日の審議案件は4件ございます。

議題1は規制部会、議題2から4は温泉部会の審議案件となっております。その順に進めさせていただきます。

各部会のいずれの案件につきましても、まず事務局から事案の概要につきまして御説明をさせていただきます。その後、各部会長から部会での審議結果について御報告をいただきます。その後に委員の皆様にご審議をいただく流れとなりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

なお、審議にあたり発言される場合は挙手をしていただきまして、会長から指名がございましたら、係員がマイクをお持ちいたしますので、届きましたら御発言をいただくようお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

それでは、以後の進行につきまして、村山会長、よろしくをお願いいたします。

○村山会長 村山でございます。きょう初めてお目にかかる方については、よろしくお願いを申し上げます。

議事に入る前に、事務局から傍聴者用資料について説明がございますのでお聞きください。よろしくをお願いいたします。

○及川計画課長 傍聴者の皆様には、現況の航空写真など事案の概要が記載されている資料を配付させていただきました。委員の皆様にお配りしている資料の中には、希少動植物に関する調査結果などが含まれておりまして、これらの資料が外部に流出いたしますと希少種の動物持ち去りなどにつながるおそれがあることから、傍聴者の皆様には配付いたしておりません。配付資料が異なりますことを御了承いただきたく、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○村山会長 それでは、これより審議に入ります。

本日、御審議いただきます案件の諮問文は、参考資料としてお手元に配付してありますので朗読は省略させていただきます。

○及川計画課長 会長、大変失礼しました。今、傍聴者を入れる手順を飛ばして、大変恐縮でございます。

○村山会長 本日は傍聴を希望される方がいらっしゃるということでございますので、審議会運営要項第6により、この会議は公開となっておりますので傍聴を認めたいと思います。

それでは、傍聴者の方を入场させていただきたいと思います。

(傍聴者入室)

○村山会長 それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきます案件の諮問文は、参考資料としてお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

委員の皆様方に改めて申し上げるまでもございませんけれども、本審議会は、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査・審議するためというのが設置の目的でございます。

ますので、皆様におかれましては、本日の審議に当たりましては、自然の保護と回復を図る観点から御審議をいただきますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、諮問第413号「株式会社村尾組成木工場採石事業」について、事務局から事案の説明をお願いいたします。

○浦崎緑環境課長 環境局自然環境部緑環境課長の浦崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、御説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。諮問第413号「株式会社村尾組成木工場採石事業について」でございます。限られたお時間の中で効果的な審議が可能となりますよう、事案のポイント、これまでの経緯などについて整理したものでございます。

「1 事業概要」です。

事業者は株式会社村尾組、開発場所は青梅市成木六丁目で、JR青梅線東青梅駅の北西約6kmのところに位置しております。

事業内容は岩石の採取で、現在の規模は40.7haです。この事業区域を今回申請により新たに約6.8ha拡張し、47.5haにすることとなっております。

今回申請の計画期間は、平成29年3月まででございます。

続きまして、「2 審議に当たってのポイント」でございます。

事業者は、平成5年に都が許可した採石事業について、許可された採掘区域を逸脱して岩石を採取いたしました。都は、採掘区域の逸脱判明後、直ちに逸脱行為の中止を指示するとともに、事業者に対して是正措置、回復措置等を指示いたしました。事業者は、都の指示に従い是正植栽を実施し、植栽の完了後、条例上の基準である区域面積の50%以上の緑地を確保いたしました。さらに平成5年許可時の緑地面積の割合である61.7%を満たす計画として自然環境保全計画書（変更計画）を提出いたしました。

提出されました変更計画が事業区域の拡張を伴うものであり、その面積は6.8haであることなどから、本計画の許可または不許可の判断に当たっては、東京都自然環境保全審議会の意見を聞くことが必要となっております。

次に、「3 主な経過」でございます。

都は、平成5年11月に平成25年11月までの20年間を事業期間として許可いたしました。平成25年5月、同年11月以降に採掘区域及び事業区域を拡張したいとの相談を事業者から受けました。しかし、その際、平成5年の許可時の採掘区域を逸脱して岩石を採取していること

が疑われたため、都は採掘区域の実態を速やかに確認するよう事業者に指示しました。その後、事業者が採掘区域を確認した結果、同年8月、採掘区域を逸脱して岩石を採取していることが判明いたしました。

先ほど御説明いたしました「2 審議に当たってのポイント」と重複いたしますが、都は直ちに逸脱行為の中止を指示いたしました。同時に、この区域逸脱という事態を重く受けとめまして、一刻も早く自然環境の回復を図る必要があると判断いたしました。速やかに文書による行政指導として是正措置等を指示し、同年9月に事業者からは是正計画書を収受いたしました。

なお、平成25年11月には1年間の期間延長を許可しております。これは、平成5年の許可時から20年以上が経過し、許可時の事業区域内で採石業を継続するため、また、是正計画書に基づく植栽を引き続き実施するための期間の延長でございます。

翌年の平成26年2月には、是正計画書に基づく植栽の完了報告書を収受いたしました。そして、26年10月7日、事業者は、先ほど御説明いたしました自然環境保全計画（変更計画）を都に申請し、これを受けて同年10月15日、都は東京都自然環境保全審議会に諮問し、同年11月以降、規制部会において御審議をいただいたところでございます。

また、26年10月の1年間の期間の延長は、引き続き許可時の事業区域内で採石業を継続するため、また、是正計画書に基づく植栽の完了後も緑地を適切に維持管理していくための期間の延長でございます。

なお、規制部会での審議経過につきましては、後ほど規制部会長から御説明があると存じますので、説明は割愛させていただきます。

次に、「4 緑地面積等の状況変化・今回申請の計画概要等」について御説明させていただきます。

2枚目の資料、別紙を御覧ください。

まず、「緑地面積等の状況変化」について御説明させていただきます。

自然保護条例の基準といたしましては、鉱物の採掘、土石の採取または土砂等による土地の埋立て及び盛り土の場合は、区域面積の30%以上の面積の残留緑地を含む、区域面積の50%以上の緑地を確保することとなっております。

その下の表について御説明いたします。

①平成5年許可時においては、20年後に残留緑地19.4ha（47.8%）、緑地合計25.1ha、全体面積のうち61.7%の緑地を確保する計画としておりました。この内容は、下段の土地利用

計画の①平成5年許可時(20年後の計画)の図面で確認することができます。しかしながら、②区域逸脱判明時の平成25年8月には、残留緑地16.4ha(40.2%)、緑地合計18.3ha(44.8%)となり、緑地合計の割合が自然保護条例の基準である50%を下回ることが判明しました。こうした事態が明らかとなり、都は一刻も早く消失した自然を回復させる必要があると判断し、事業者には速やかに是正措置を講じるよう指示いたしました。

その指示に基づき事業者が是正措置を講じた結果、③是正植栽実施後の平成26年2月には、植栽緑地の増加に伴い、緑地合計は22.8ha、全体で56.1%まで回復いたしました。この時点におきまして自然保護条例の基準を満たすこととなりましたが、さらに事業者は①平成5年許可時の緑地合計の面積割合を満たすため、④今回申請のとおり、緑地合計29.6ha、全体で62.4%の緑地を確保するという計画として申請を行いました。下段の「土地利用計画」の④の図面で今回の申請の計画を確認することができます。

続きまして、右上を御覧ください。「本事案の主要な計画概要」について御説明いたします。

本事案の主要な計画概要は主に3つに区分されておまして、1つ目は是正植栽の実施、2つ目は事業区域の拡張、3つ目は緑地の維持管理でございます。

まず、①「是正植栽の実施」についてですが、採掘区域の逸脱が判明した後、自然の早期回復に資するため、都の是正措置等の指示に基づき、事業者は約4.8万本、約4.5haの植栽を実施いたしました。この是正植栽は26年に完了しておりますが、継続して適切に維持管理を行っていくという計画になっております。

次に、②「事業区域の拡張」についてですが、今回の申請は残留緑地6.8haを確保して事業区域を拡張する計画となっております。

続いて、③「緑地の維持管理」についてですが、残留緑地や植栽緑地の管理計画書に基づき緑地の維持管理を実施する計画となっております。また、貴重植物であるモミの育成やその生育状況のモニタリング等を実施する計画となっております。

この詳細は、後ほど資料1-2の「自然環境保全計画書」の中で御説明させていただきます。

本日は、これらの措置を講じることにより緑地面積の確保という量の側面に加え、緑地を良好な状態で維持管理するという質の側面からも自然が回復される計画となっているかどうかについて御審議をいただきたいと存じます。

それでは、1枚お戻りいただきまして、「5 許可権者である都の対応」でございます。

本審議会にお諮りするまでの間に都が許可権者として取り組んだ内容を記載しております。

まず、①「事業者への指導」でございます。私どもは、この区域逸脱という事態を重く受けとめまして、一刻も早く自然環境の回復を図る必要があると判断し、事業者に対し行政指導として是正措置等を指示いたしました。また、採掘区域の逸脱に至った要因の分析や組織体制、作業体制の見直しなどの再発防止策について、本審議会の開催に至るまでの間に許可権者たる都の責務として事業者を指導してまいりました。その結果、採掘区域逸脱の要因として、責任者の誤認識、判断の誤り等の組織的な対応の欠如、硬直的な事業計画、作業への周知不足等がございました。

これらの要因に対し事業者は、区域の境界の明確化、事業運営体制の見直し、作業体制の見直し等の再発防止策を講じることとし、自然環境保全計画書の中に記載してございます。

次に、②「都における再発防止策」でございます。開発事業者が許可条件を遵守して事業を行うことは言うまでもないことでありまして、都はこれまでも定期的に現地調査等を行い確認等に努めてまいりましたが、結果としてこのような事態が生じたことは大変重大な事態と受けとめております。今回の事案を受けて、都は直ちに可能な限りの対策を講じました。

まず、同じ事業者の別の採石場について速やかに現地調査を実施し、採掘区域の逸脱がないことを確認しております。また、ほかの開発事業について航空写真を用いた大まかな採掘区域の確認を実施し、明らかに区域を逸脱している事例はございませんでした。

さらに、今回の事態を受けまして、急遽、都内の採石事業者を招集し、採掘区域の再確認を求めましたところ、現在、逸脱の事実またはそのおそれがある等の報告はございませんでした。こうした採石事業者との情報交換は、今後も適宜実施してまいります。

これまでも採石法や森林法の所管部署と連携し、定期的に現地調査や情報共有に努めてまいりましたが、今後は採掘区域の確認に主眼を置いたパトロールを実施し、本事案の事業者はもとより、ほかの事業者に対しましても指導を強化し再発防止に努めてまいります。

続きまして、「6 東京都自然環境保全審議会における審議事項」でございます。ここでは、本審議会にて御審議いただきたい審議事項について整理しております。

この審議会は、自然保護条例第12条に規定されているとおり、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査・審議する知事の附属機関でございます。そのため、本審議会では、事業者の講じる措置は自然の保護と回復に資するものとなっているかという点を中心に御審議いただくものでございまして、具体的には自然環境保全計画書の第4章から第6章

までがこれに対応するところであり、御審議をお願いしたいと考えております。

なお、自然環境保全計画書の第4章から第6章につきましては、第4章には区域逸脱による自然環境への影響、第5章には是正植栽、事業区域の拡張、緑地の維持管理の実施など自然環境の回復措置とその評価、第6章には個別の配慮事項として盛土計画、排水計画について記載されています。

最後になりましたが、今回の事案は通常の開発許可の事案と異なりまして、事業者が事業を進めていく中で許可された採掘区域を逸脱して岩石を採取し、これに対して事業区域の拡張を伴う自然環境保全計画書が自然環境の保全に資する内容になっているかを御審議いただくという特殊な事案でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

続きまして、株式会社村尾組成木工場採石事業について御説明をさせていただきます。

事業者である株式会社村尾組が作成しました資料1-2「株式会社村尾組成木工場の採石事業 自然環境保全計画書（変更計画）」、A3版横の資料となりますが、この資料を中心に説明させていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして、目次を御覧ください。この資料は、第1章から第7章までの7章構成になっております。資料編は第7章に付随するものでございます。本日は、第4章から第6章までを中心に御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、1ページを御覧ください。ここには申請の趣旨、事業概要などが示されておりますが、割愛させていただきます。

2ページを御覧ください。事業区域の位置図が示されております。御覧いただければと思います。

右側の3ページに平成25年8月に事業者が撮影した航空写真が示されております。

その写真でございますが、朱色の実線が既事業区域、破線が既許可採掘区域、また、オレンジ色の実線が今回申請の事業区域、破線が今回申請の採掘区域となっております。

4ページに事業区域及びその周辺の写真がございます。

右側の5ページには現在の許認可の取得経緯が示されておりますが、割愛させていただきます。

6ページでございます。前回許可時における経年土地利用計画が示されております。

7ページには、前回許可時における許可条件及び実施状況が示されています。

8ページでございます。今回申請する事業区域の面積等が示されております。現在の事業区域は、条例施行前区域2万4,754㎡を含め40万6,837㎡、この事業区域に北西側と東側の合

計6万7,973㎡の区域を組み入れ、事業区域を47万4,810㎡に拡張する計画でございます。

9ページを御覧ください。前回平成5年に許可した際の土地利用計画図及び土地利用別面積が示されております。

また、右側には今回申請の土地利用計画図及び土地利用別面積が示されております。

こちらの御説明は割愛させていただきます。

続いて10ページでございます。区域逸脱を認識するに至った経緯や逸脱の状況などが示されております。事業者及び国土地理院が撮影した航空写真がございます。

12ページを御覧ください。区域逸脱に至った要因が示されております。

続いて13ページを御覧ください。ここから始まる第4章から第6章までが審議対象となっております。

13ページの表につきましては、前回許可時の自然環境調査結果の概要が示されております。そのページの右側に量的な影響と質的な影響が示されております。

まず、量的な影響につきましては、表4.2-1の②「区域逸脱判明時の緑地状況」を御覧ください。採掘区域の逸脱により残留緑地が16.4ha(40.2%)に減少し、緑地合計も18.3ha(44.8%)に減少したことがわかります。

その下の「質的な影響」を御覧ください。まず、「植生」では、モミ群落0.1ha、クレーコナラ群落0.8ha、スギ・ヒノキ植林1.8ha、残り0.5haの回復緑地が消失したことにより、動植物の生息・生育基盤環境が3.2ha減少したことがわかります。

その下には「注目される動植物」について示されております。前回許可時の自然環境調査において逸脱区域内で確認されていた注目種でございます。植物群落にはモミ群落0.1haが該当します。注目される植物種にはウラジロ、フモトシダ等の4種が該当いたします。

14ページを御覧ください。これら注目される植物種の確認状況、また、注目される植物種の確認状況が示されております。

右側の「動物」でございますが、注目される動物にはクロジ、ハチクマ、サシバが確認されております。

続いて、15ページを御覧ください。ここから27ページまでは3つの回復措置として「是正植栽」「事業区域の拡張」「緑地の維持管理」を行うことが示されております。

15ページの左側の表には、是正植栽を実施するに至った経緯などが示されておりますが、御説明は割愛させていただきます。

右側の「実施範囲」については、下の図を御覧ください。是正植栽はABCEを選定して実施

しております。活着状況につきましては、平成26年3月、5月、平成27年4月に確認したところ、おおむね8割程度の活着が確認されたことが示されております。

16ページを御覧ください。「種苗の育成」の①「場内の苗畑」では、先ほどの図のD地域に苗畑を一時的に設置して苗木の育成を行うこととされています。また、場外の苗畑では、場内の苗畑を撤去した後に図に示されております場所で苗畑を設置し、樹木の育成を図り、植栽の緑地の緑化材として活用することが示されております。

17ページの表では、是正植栽として実施した樹種、本数などが示されてございます。

以下19ページまで、ただいま御説明したことを補足する写真がついております。

続いて20ページを御覧ください。今回、ここには拡張する事業区域における自然環境の概要などが示されております。

「植生」では、スギ・ヒノキ植林6.1ha、クリーコナラ群落0.6ha、モミ群落0.1ha未満が分布することが示されています。注目される動植物については、注目される植物群落に記載されておるとおり、モミ群落が該当いたします。注目される植物種にはナンゴクナライシダ等が該当します。生育場所は、21ページの図に示されてございます。

注目される動物にはカモシカ、ハヤブサ等が、生息場所は21ページの図に示されております。

続いて、22ページを御覧ください。「緑地の維持管理」でございませう。大まかに4つの柱となっております。

1つ目は「残留緑地管理計画」です。23ページを御覧ください。この計画の目的は、残留緑地、回復緑地において植生管理等を適正に行うことにより、生態系保全機能及び環境保全機能を高め、動植物の良好な生息・生育地となり得るよう、自然の質の向上を図ることとございませう。

25ページを御覧ください。2つ目の柱として「植栽緑地管理計画」がございませう。これは、採石跡地に地域に生育する樹種による植栽を行い、これらを育成・維持管理して早期植生回復を促進することにより、修景するとともに新たな動植物の生息・生育環境となり得るよう自然の質の向上を図ることとございませう。

26ページを御覧ください。3つ目の柱として「モミの育成と緑化材への活用」について示されております。モミが混生する群落へ誘導することや採取・保育したモミを緑化材として活用することなどが示されております。

27ページを御覧ください。モニタリングの実施とフィードバックでございませう。当面3年

間はモニタリングを毎年実施することやその結果を踏まえ、より効率的な維持管理手法を検討し、その後の維持管理に反映させることなどが示されてございます。

28ページを御覧ください。ただいま御説明した回復措置を講じることにより、どのような回復が見込まれるのかという評価を示したものです。まず、量的な回復として緑地面積・緑地割合の変化が示されています。右側の「質的な回復と評価」については、植生はモミ群落、クレーコナラ群落、スギ・ヒノキ植林、回復緑地に区分され、その評価が示されています。

また、30ページには「注目される動植物」、注目される植物種・動物の確認状況が示されております。

続きまして、31ページは「盛土計画」についてでございます。最終残壁までの早期確定に資するために、今回の申請期間である29年3月まで可能な限りの盛土を行う計画となっております。

32ページを御覧ください。「排水計画」についてですが、ここには排水系統模式図や排水計画系統図などが示されております。

33ページを御覧ください。洪水調整池・沈砂地の形状と計画容量が示されてございます。

以下、必要容量や集水区域等を示したページがございます。

最後に36ページを御覧ください。こちらは、事業者の再発防止策として採掘区域の明確化や事業運営体制の見直し、作業体制の見直しなどを行うことが示されています。

以上、大変長くなりましたが、私からの御説明は以上でございます。

○村山会長 ありがとうございます。

この件につきましては、規制部会において御審議をいただいておりますので、その結果につきまして下村部会長より御報告をお願いいたします。

○下村委員 それでは、諮問第413号「株式会社村尾組成木工場採石事業」について、規制部会における審議結果について報告をいたします。

ただいま、事務局からかなり詳細な御説明がありましたので、重複する部分は省いて御報告をさせていただきたいと思っております。

まずは審議経過ですけれども、これも事務局から御報告がありました最初の書類の中の主な審議経過のところにありますとおり、平成26年10月15日に審議会に諮問がありまして、会長から10月23日に規制部会に付託がありました。その付託を受けまして、ここにありますとおり、第1回目が平成26年11月12日でございます。最初のときに部会を開催すると同時に現地の調査もあわせて行っております。その後、4回の審議を行いまして、最後が8月26日で

ございました。その後、さらに9月25日、先月になるのですけれども、私と部会長代理である田島委員の2人で最終的な状況の確認を行いました。

以上のとおり、本案件は第21期から第22期へと期をまたいでの審議になりましたけれども、慎重に審議をしてまいりました。報告につきましては、先ほどの資料1-2の最後のページ、「規制部会における審議のポイントと審議を踏まえて追加した主な事項」という書類がございますが、それに基づきまして御報告を申し上げたいと思います。資料1-2の最後のページでございます。

この審議は、先ほども何度も御説明がありましたとおり、前回の許可時に残留緑地として残すことにしていた場所に逸脱して採掘が行われた事案でございます。したがって、通常の事業者から示された保全計画に基づきまして実施予定の事業が自然環境に及ぼす影響と保全計画の妥当性を検討するというものではなく、むしろ消失してしまった自然がどのようなもので、それをどういうふうに回復させるかという視点から、従来とはかなり異なった視点で審議をするということになりました。

規制部会として自然の保護と回復に関する事項ということで基本的には変わりはないのですが、事案が事案だけに、結局どうしてこういう逸脱が生じたのかとか、その原因を踏まえてどのように改善をするかといったようなことがまず最初の議論になってしまって、そういうことに議論が傾きがちで、そして何を審議すべきなのかというような整理することにもまず時間を要したというのが実態でございます。

その結果、今回の御報告ということにさせていただきたいと思いますが、内容につきまして具体的に御報告いたします。大きく総論と各論ということで御報告をいたしますけれども、まず、総論、これは審議のポイントでございますけれども、大きく分けて2つございました。1つは、緑化基準というもので量的な問題でございます。(1)というところです。区域面積の62.4%の緑地、そして、同42.1%の残留緑地を確保する計画となっているということでございますので、この割合は50%以上の緑地と30%以上の残留緑地の確保を規定する自然保護条例の基準は十分に満たしているということですし、それから、平成5年の許可時の緑地割合の61.7%、残留緑地47.8%にできるだけ近づけて努力をしているということでございますので、量的には基準を満たすであろうというふうに判断をいたしました。

それから、2点目が動植物の生育・生息への適正な配慮がなされているかということでございますが、ここでのポイントは、消失してしまった自然が一体どのようなもので、それをどう回復させるかということになります。ここに四角く囲ってメモしてありますとおり、伐採

区域を逸脱したことに伴いましてモミ群落が0.1ha、クリーコナラ群落が0.8ha、スギ・ヒノキ植林が1.8ha、回復緑地が0.5haということで、計3.2haの緑地が消失しております。そのために回復措置ということで、一番上にありますとおり、まずはモミですね、かなり注目すべき種としてモミの植生が回復されるであろうかということです。実際には苗畑で実生を採取して育て、モミが回復できるポテンシャルがある場所に苗木を植栽するということになっております。

また、残留緑地に分布するモミ群落の周辺においては、モミの実生とか稚樹が多く生育していることから、維持管理を適切に行って将来的にモミが混生する群落へと誘導することは可能であろうというふうに判断をしております。

そのほか、是正の植栽によりましてクリーコナラ群落の回復措置、スギ・ヒノキ植林の針広混交林化、あるいは緑地の維持管理計画に基づく維持管理を行うということですので、規制部会としては自然環境への影響はある程度回復するであろう、消失した動植物の生息・生育環境の基盤はおおむね回復が期待できるだろうという結論に至っております。

続きまして、「各論」とありますけれども、実際にどういう点が問題になり、計画の修正を指示したかという点について御報告をさせていただきたいと思っております。

大きくは4つに分けております。管理計画、是正植栽、モニタリング、その他ということですが、それぞれ指摘事項と指摘事項に対してどういうふうに対応したか整理をしております。

まず、管理計画でございますけれども、1-1につきましては、「スギ・ヒノキ植林と広葉樹林、モミ群落がモザイク状に配置する森林」というような当初の記載があったのですが、恐らくこういう山地性の植生というのは回復させることが非常に難しゅうございますので、自然の状態で苗が回復するところを中心にゆっくり回復させていったほうが現実的であろうという御意見が多くありました。そこで、表現を少し変えていただきまして、「スギ・ヒノキ植林と広葉樹林、モミ群落が混在する森林」という形での表現にさせていただいております。

それから、1-2でございます。これは、残留緑地管理計画におきまして回復緑地の回復措置が実際に「伐採樹木（切り株）の萌芽等による自然遷移を基本とする旨」という記載があったのですが、実際に萌芽する切り株があるのかということとか、クズの繁茂が想定されて、その場合の対応をどうするのかというような御意見がありました。これに対しましては、実際に切り株が存在していること、あるいはクズが過度に繁茂した場合には、適宜

刈り取り等を実施するという旨を記載することで委員の理解を得るということを行いました。

この管理計画につきましては、規制部会では村尾組に対しまして、逸脱して伐採した残留緑地の代償として、ただ単に数字合わせとして緑地の面積をふやすのではなく、緑地の維持管理計画に基づいて緑地を適切に維持管理していただくよう、つまり、東京の緑地の総量が減少する分、徹底して維持管理により質を向上させていただきたいという指摘を行っております。

それから、「是正の植栽について」が2点目でございます。是正植栽でございますが、まずは都から是正の植栽というのは早急な指示をいただいていたわけで、都としては事業者から申請を受理、審査して、この審議会に諮問してというような手続では自然環境の回復がおくれてしまうという判断をされたということで、早急に是正措置を講じるよう事業者に指示をされ、その指示を受けてある程度の是正の植栽を実施し、是正計画が作成されているというようなことを待ってこちらの審議会にかけたということでございます。

そうした経緯がございまして、植栽作業そのものの一時的な作業としては一応完了しているのですけれども、樹種が適切であるか、あるいは、その維持管理方法が適切であるかといった点についてはしっかり審議対象になるということで、そういう意味では是正植栽の全体像というものが完了していないというスタンスで我々も審議を行わせていただければと。そういうことで、是正の植栽と実際の植栽と審議とは並行して進めているということをまずは御理解いただきたいというふうに思います。

そういった点を踏まえての是正植栽ということのポイントでございますが、まず2-1でございます。苗畑で植栽されている樹種を確認しましたところ、実はモミではなくてウラジロモミではないかという指摘がございました。ここで言う苗畑といいますのは、資料1-2、変更計画書の16ページに記載がありますので後ほど御覧いただきたいと思っております。

この指摘に対しまして、苗木自身はウラジロモミであったことから、実際に林縁部のモミ群落にありますモミの実生を採取して苗畑で育て、ある程度大きくなった段階で稚樹がたくさんあるようなモミが回復できるポテンシャルを持った場所に育てた苗木を植栽し回復を図るというような旨を説明いたしまして、部会の委員の理解を得ることといたしました。

また、比較的似たような案件が2-2でございますけれども、委員からは是正植栽によりクリーコナラ群落を復元させるということの中で、その植栽の中にクヌギが入っている、クヌギはクリーコナラ群集とクヌギーコナラ群集のうち、クヌギーコナラ群集の構成種でありますので、クリーコナラ群落が優先している場所にクヌギは植栽すべきではないだろうという

御意見がございました。

具体的に場所は、右にあります計画図の北側の紫色の回復緑地と緑色の植栽緑地一帯、それから、東側の緑色の植栽緑地の一帯のエリアでございます。この指摘に対しましては、自生のクリの苗木を確保するというので、少しずつではありますが、この秋から植栽を始めるということと、また、少し時間はかかるということですが、近隣からヤマグリの種子を採取いたしまして、苗畑で育てて植栽する準備を始めるというようなことで部会の理解を得る努力を行っております。

それから、3点目でございますが、これは是正植栽を実施しましたA地区、これは右側の図の南側に濃い茶色の重機道に囲まれたエリアがございますけれども、このエリア（A地区）で樹高1m以下の小苗を植栽しているのですけれども、都では樹高3m以上の高木を10㎡当たり1本以上の割合で植栽をするというように指導しているはずで、基準を満たしていないのではないかという御意見があったということです。これに関しましては、事業区域全体では高木の基準を満たしているという旨を説明いたしまして、適切などころにしっかり高木も植栽しているということで委員の理解を得ております。

それから、先ほど来御説明しましたとおり、是正の植栽というのはまだまだ継続しているものでございますので、モニタリングの実施とフィードバックの管理ということがとても重要であるというようなことで2点御指摘がございました。

1点目は、モミやコナラの復元を目標とするということとは否定しないのですけれども、実際にモニタリングを行って二、三年たっても定着しない場合とか、復元が実際に難しいようであれば他樹種の育成に方針を転換したり、状況に応じて順応的に管理を行うことをプログラムしておいたほうがいだろうという御意見がございました。これにつきましては、対応のところにありますとおり、フィードバックの管理につきまして、モミの回復が困難な場合等につきましては他樹種の植栽を検討するといったようなことも含めて回復の状況を考えるということを計画書に記載するというので委員の理解を得る努力を行っております。

それから、3-2でございますが、これは実際にモニタリングがあったときに樹木の枯死等があった場合の対応を具体的に記載したほうがいいのではないかというようなことで、樹木が枯死した場合の対応については補植等を行って、既存樹木についてはその状況を都に報告する旨を計画書に記載するという対応を行っております。

それから、「その他」ですけれども、これに関しても2点ございまして、委員からは北のエリア、事業区域の境界近くまで逸脱して伐採をしていて、伐採が原因となった崩落の危険

等がないのだろうかというような御意見がございました。特に北側の紫色の回復緑地の上の部分、少し切り込んであって非常に狭くなっているエリアですが、この御意見に対しましては、回復緑地の南側、肌色のベンチ・法面の部分ですけれども、この斜面と隣地側の斜面、回復緑地が北側ですけれども、その斜面との間に平坦地がございまして、その平坦部は根株とか表土をそのまま残していることで崩落のおそれはないというような旨を説明して理解を得ることを行っております。

それから、4-2でございしますが、これは、要するに逸脱による自然環境への影響、回復措置を整理するだけでなく、自然環境の回復状況を評価すべきであるという全体の構成にかかわるような部分がわかりにくくなっているというような御指摘があったのですけれども、これに対しまして、自然環境への影響、回復措置を踏まえて、自然環境の回復状況について影響を受けた項目ごとに評価し、その内容を保全計画書に記載するという整理を行いまして、わかりやすく提示をするという努力を行いました。

以上のように、提出されました質問とか御意見に関しましては、できる限り努力及び対応がなされており、この点については各委員とともに了承を行った次第でございします。

ということで、規制部会の結論といたしましては、規則上の許可基準をクリアしている上に規制部会での意見、計画をしっかりと反映させ、自然環境に可能な限り配慮した内容となっております。したがって、我々の規制部会といたしましては、8月26日の部会で8名の委員が出席いたしまして、全員一致で資料1-4にある許可条件を付して許可相当とするという結論に達しました。

以上が報告でございします。

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、そして、下村部会長からの部会報告を踏まえて審議をお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

あさの委員、どうぞ。

○あさの委員 1点確認をさせていただきたいのですけれども、細かい話で申しわけないのですが、自然環境保全計画書の16ページの(3)のところ既に植生された4万8,000本の樹木、基本的に極力多摩産を優先したけれども、不足分については国内生産による入手可能な苗木を使用したという形になっておりますけれども、この割合とか、極力だと抽象的でわからなかったもので、どの程度だったのかということを知っていれば。というのは、自然環境というか生態系の保護という観点からいけば、できるだけ近いほうがいいのかと思ったも

のですから教えていただければと思います。

○村山会長 これは、事務局のほうで数字までは押さえておられますか。

○浦崎緑環境課長 今、詳細は私の手元にはございません。

○あさの委員 今すぐわからなければ別に要らないのですが、要は、恐らく部会の指摘事項でもあったとおり、モミとウラジロモミの話とかが出ていたように、業者さんも相当な努力はされているのでしょけれども、余りにも緑の回復を急ぐあまりにとりあえず手に入るものでやっけてしまおうという形になると、それは見た目、木は生えているけれども、実際にもとの自然を回復したかという、生態系の観点からいけば回復したことになっていないというふうになる可能性があるのでは、一応、今後、都のいろいろ指導する中でも、頑張ってもらうことは大事なのですが、余り急がせてただ植えてあればいいという状況にならないように注意していただきたいということを意見として述べさせていただきます。

以上です。

○村山会長 金井委員、どうぞ。

○金井委員 この案件は非常に重要な案件で、規制部会の方も相当御苦労されたと思います。どうもありがとうございます。

幾つか確認なのですが、1つは制度上の確認で、送っていただいた「開発許可の手引」でいくと、35ページにある「中止命令等」というところにも当たる部分で今回指示されておられるのかなと思うのですが、中止命令とか是正命令というか、命令というよりも命じる場合がありますとソフトな書き方になっていますけれども、この中で従わなかった場合には30万円以下の罰金に処されますということで、こういう措置をとらなかった場合でも30万円で済んでしまう場合も、制度上こういうふうになってしまうのかなというのが気になりまして、ちゃんと対応をとらずにも30万円で済まされてしまうような場合が出てしまうと困るというのが1点目。

2点目として、これは同じ業者さんのほかのところでは大丈夫だったと確認をされておられるのですが、ほかの業者さんでも同じような過誤が起こらないとも限らないと思いますので、その辺、ほかの業者さんの場合の確認とかというのはあるのかなということがもう一つ。

3点目で、やはり重要になってくるのは、これだけいろいろ細かい植栽計画とかを立てられているのですが、モニタリングを行うということになっているのですが、それは誰が受けて、どう評価するのかという部分がこの中だとわかりにくいのですが、

やはり受けて評価をした結果は、この審議会の席上でこれだけ出ているので審議会にも報告していただいたほうがいいのではないかと思います、そこのあたりの先の見通し、この3点をお聞かせいただければと思います。

○村山会長 事務局、どうぞ。

○浦崎緑環境課長 まず、事業者に対する罰則についての考え方でございますけれども、条例の第66条に開発許可の規定に違反したものに対しては罰則を規定してございますが、第54条第1項という規定の中に、違反者に対して開発の中止または相当の期間を定めた原状回復などを命ずることができるとしてございます。本事案につきましては、事業者が平成5年に許可を受けた採石区域を逸脱して事業を行った事案でございますけれども、逸脱の事案が判明した段階で、私どもとしては速やかに自然の回復を図ることが優先されると考えまして、事業者に対して是正の計画の提出を求めておりまして、その是正植栽を行わせた事業者が従ったという形になってございますので、今回、罰則の適用というのをしてございません。

○金井委員 私が聞きたかったのは、これは今回みたいにちゃんと従っていただいた場合にはもちろんいいのですけれども、従わないよといったときに30万円だけ払って逃げてしまうというような状況が起こってしまうほうが困るかなと思ひまして、でも、そういうことが起こり得るのかなというのが気になったということです。

○浦崎緑環境課長 絶対に起こらないということは、確かにおっしゃるとおりで、例えばそのまま事業をやめてしまうとか、可能性がないわけではないのですが、ここは私どもとしても、このままでは自然が回復しないという重大な事態になると存じますので、きちんと指導をして必ず回復措置を図るような形にしていきたいと考えてございます。

○金井委員 ありがとうございます。これだけの是正措置というのは相当お金もかかると思うので、30万円というのは少し安いのではないかなという気がしたところです。

○浦崎緑環境課長 それから、ほかの事業者への対応でございますけれども、早速この事案がわかりました以降に、まず、私どもで航空写真によりまして採掘区域の確認を行ってございます。いずれの工場におきましても区域を逸脱しているという事例はございませんでした。また、急遽、都内の採石業者さんにお集まりいただきまして、改めて許可の内容のとおり採石事業を実施しているとか再確認を求めて、逸脱の事実やそのおそれがある場合には速やかに報告するようお願いしたところでございますけれども、今までのところ報告というのは受けてございません。

今後も、これまでも私どもは定期的にパトロール等をしてございますけれども、今回、こ

ういった事態を大変重く受けとめてございますので、採掘区域の確認とかそういったところに主眼を置いたパトロールを行うなどの対応をして、きちんと指導をして再発防止に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目、モニタリングの件でございますが、お手元の資料の1-2、「自然環境保全計画書（変更計画）」の27ページに「モニタリングの実施とフィードバック管理」というものがございまして、そちらの中に今回のこのモニタリングの結果等につきましては、必要に応じて専門家の意見を聞くなど、より合理的な維持管理手法を検討していき、その後の維持管理に反映させていくということで、こちらにつきましては事務局にお任せいただいて、私どもがきちんと今後のモニタリングの実施、結果、フィードバック管理を行わせていただきたいと思いますと思っております。余りにも何か問題がある場合には、その都度検討をさせていただきたいと考えてございます。

○金井委員 それはしっかりやっていただけると思うのですけれども、それがしっかりやれていましたという報告を、審議会で案件に上がっているの、審議会にこうしっかりやれていきますというのは報告をいただいたほうがいいのではないかとということです。

○浦崎緑環境課長 かしこまりました。それでは、貴重な御意見だと存じますので検討させていただきたいと思えます。まことにありがとうございます。

○村山会長 どうぞ。

○鈴木委員 基本的には部会の案を尊重しますけれども、念のため3点ほど確認したいと思えます。

まず、1点目は、この発端となった逸脱というのが事業者の故意とか悪意によるものなのか、過失によるものなのか、その辺によって審議の方向が変わると思うのですけれども、多分前提として過失だというふうに判断されたのだと思うのですけれども、そこは明記されていないので、それは東京都としてはそういうことで方向としては技術的な解決策をとるということになっているということだと思います。

○浦崎緑環境課長 おっしゃるとおりでございます。

○鈴木委員 2点目は、資料1-1の2枚目なのですけれども、確かに緑地率そのものは今回申請でふえていますけれども、結構パラドックスがあるというのは、分母を変えているわけですね。だから、周辺の手のない緑地を事業区域内に入れて分母を大きくしてあげれば緑地率はふえるわけで、この原理を悪用すると、例えば緑地をドーナツとして、真ん中の仕切ったところを穴とすれば、ドーナツをどんどん外側に大きくしていけば穴は幾ら

でも大きくできるわけですね。現にここで未伐採林というのは、前は残留緑地に入っていたわけで、この残留緑地を未伐採林に置きかえた上で外側に残留緑地をふやしているということによって一見緑地がふえているように見えますけれども、絶対値としては本当はどうなのかということですね。

そういう意味で、ドーナツの穴の部分の緑化そのものに力を入れていただくということで、今回、Aという部分がふえたことは評価しますが、このように分母を変えながら事業区域をどんどん外に拡大していくという方向を少し気をつけていただきたいというふうに思います。

それから、3点目は、資料1-4あるいは資料1-3で出ている文言がわからないのですが、この「許可条件(案)」の一番下に「工事中に損傷しないように」とか、次のページも「工事中において」と、この工事というのは一体どういう行為を指しているものなのか、事業とは違うのか、それを質問したいと思います。

○浦崎緑環境課長 許可条件についてでございますが、一般条件というものでございまして、審議会に諮る事案については定型化して添付しておるものでございまして、こちらにつきましても村尾組成木工場の採石事業に特化しているものではなくて、いわゆる一般条件的な都としてつけているものでございます。

基本的には、許可された区域の中でこの事業者は採石を行っておりますので、採石を行っている間は工事中というふうに私どもは理解をしております。

○鈴木委員 では、緑化回復工事というわけでもなく、採石そのものを指しているわけですか。それは事業と言えいいのですか。

○浦崎緑環境課長 事業そのものを指しております。

○村山会長 2番目の論点についてはどうですか。

○浦崎緑環境課長 今回、確かに事業区域の拡張ということで区域面積を広げておりますけれども、私どもといたしましては、単に面積を拡張するということではなくて、その緑地をふやしまして、自然環境の回復や保全の観点から適切に管理していくことを定めております。それを実施する事業者が責務を負っているという負担、むしろ事業者にとっては負担になるような内容というふうに理解しております。したがって、単に分母を広げれば数字が合うではないかというような御指摘ではなくて、私どもとしては、やはり量が減る分、質の向上を図っていききたいということで考えてございます。

また、未伐採林につきましても、長期計画におきましては開発がされる可能性のある緑地

というような意味合いで、今回、事業者から拡張計画として出てきてございまして、ただ、こちらにつきましても直ちにこの事業計画の次の拡張計画までは残留させる緑地という意味で、残留緑地を含めて計算しても差し支えない緑地というふうに認識してございますので、こちらのほうは御理解を賜ればと思っております。

○鈴木委員 わかりました。

○村山会長 どうぞ。

○須田委員 須田です。

資料1-2の17ページに「植栽樹種及び本数一覧」という表があります。これを見ていて気がついたのですが、「植栽樹種」の上から3番目にカシワが入っています。東京都のカシワというのは、恐らく八王子市とか檜原村に小規模な林群がある。自生かもしれませんが、恐らくは古い時代の植栽由来の林群だと思うのですけれども、フローラリストがついていないのでわからないのですが、この地域にもともとカシワ林は成立していたのでしょうか。多摩地区では農家さんの裏庭に利用するために1本ないし数本単位でカシワが植えられていることがよくあるのです。そういうものの残存木があったのか、そういうところが知りたいのと、恐らくこの本数は、このままカシワが生育すると東京都最大のカシワ林になってしまうというところで、これが過去からあるものではなくて、植栽してしまったので、あともう一つはカシワはそんなに侵略的ではないので生態系を大きく攪乱することは余りないかと思うのですが、これが近年の植栽由来であるということをしかりと残しておくべきかというふうに思います。いかがでしょうか。

○村山会長 下村部会長からお願いします。

○下村委員 確かに植栽に関しましては、先ほども御指摘がありましたとおり、とにかく早目に緑地回復を指示された中でラインナップされているものです。今、御指摘の点も大変重要な指摘ではないかと思っておりますので、今、フローラをもう一度ちゃんと確認しないと周辺にどの程度あるかわからないのですが、基本的には我々の部会の中でも大分いろいろな議論はしまして、これが周辺にちゃんと存在するかどうかというのは一通り見てはおります。本数の比率が適切かどうかについては、もう一度検討させていただいて、事務局とも相談をさせていただきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○須田委員 了解しました。特に本数的な問題では、やはりその地域にわずかにあるのか、優先しているのかというのは結構回復の面からも重要な点だと思いますので、そういうところからも今後こういう機会がありましたら検討していただけるとありがたいかというふうに

思います。ありがとうございます。

○村山会長 ありがとうございます。

○浦崎緑環境課長 御指摘、ありがとうございました。

○村山会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○米倉委員 1点確認させていただきたいのですが、この別紙で配られている平成5年当時の地図と今回申請された区域を比べてみたときに、今回、植栽などで緑化される部分というのは必ずしも平成5年当時の許可区域全てではないと思うのですが、本来は逸脱した部分全て緑化されるのが望ましいと思うのですけれども、これはどういう理由があってこういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

○浦崎緑環境課長 御質問、まことにありがとうございます。

別紙の①と④の「土地利用計画」を見ていますと、確かに、例えば地図の上の北側の部分で逸脱しているところは、植栽緑地があったり回復緑地があったり、一部ベンチ・法面のままのところもございますが、これは、やはり傾斜が急であったり、いろいろな事情で植栽がまだできないというところがございます、私どもとしては、植栽ができるところに可能な限り緑を植えて、失われた緑地、緑が早く回復するよという事で措置をとったものでございます。

○米倉委員 この地図を見ても、逸脱した北側の部分ですけれども、100mと非常に大きいと思うのです。都の御説明で、これは誤認識とか判断誤りということであったのですけれども、そういう範囲に入るのか少し疑問を持たざるを得ないなど、大きい違反だと思うのです。今回の件を受けまして、都としても採掘区域の確認に主眼を置いたパトロールとかをされるということなのですけれども、御説明があったように、こういう区域を超えているという件は今のところほかには確認されていないということもお話がありましたので、ぜひとも再発防止に力を入れていただきたいと要望しておきたいと思います。

○浦崎緑環境課長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○村山会長 ほかに。どうぞ。

○石井委員 今、議論を聞いていて1点だけ確認したいのですが、平成5年の許可時には残留緑地になっていたところが、先ほどの御説明のように、今回の許可では未伐採林に変更になっているところがありますね、この敷地の西側のところですが、ここに資料1-2の27ページは、大部分はスギ・ヒノキ植林なのですけれども、27ページの植生図だとクリ・コナラ群落と書いてあるのですが、その手前の26ページの図を見ると、シラカシ群集モミ亜群集と

いうのに相当するところが、今回、未伐採林に変更になったところで該当する部分があるように見えるのです。これは比較的保全の優先度が高い群落だと思いますので、今回、未伐採林ということになると、将来、場合によっては採石にする可能性がある就先ほどおっしゃったのですけれども、そういうことをする場合には、そういうことをしますよという時点でチェックがもう一度入るのかどうかというのだけ確認したいと思います。

○浦崎緑環境課長 御質問ありがとうございます。確かにこちら、未伐採林というふうな形で申請されておりますけれども、これが申請されれば、もうその時点で自動的に開発が可能であるということではございません。やはり、その時点で改めて審議することになってございますので、これをもって将来の開発と認めていることにはなりません。したがって、そういった事業計画の拡張、今後の計画がもし出てきて、こちらの計画についての御審議の中でまた適切な御判断をいただけるものというふうに考えております。

○村山会長 もし補足の説明があれば。

○及川計画課長 恐縮でございます。計画課長の及川でございます。

ただいまの点に若干補足をさせていただければと思いますけれども、基本的には今回の出てきている申請の内容の中で未伐採林というような形で整理されているところは、今、御議論いただいておりますように、基本的には開発事業者としましては、将来的にはこちらの方  
向に採石区域をどうしても拡張しなければ事業そのものが採石業として成り立たないという状況認識もございまして、将来、今回の審議会の中で一旦御議論いただいた機会とまた別途、採掘区域を拡張するという段階に至りましては改めて許可申請が行われますので、その中で、今、御指摘いただいたような優先順位の高い群落の保全については、例えばどういう既存樹木であれば保全を部分的に図ることができるのかでありますとか、場合によっては、シラカシとかの移植可能性、移植すると活着できるのかとかいろいろ技術的な問題はあるかもしれませんが、いずれにしても拡張することによって事業を継続することと両立するような形の中で、できる限りそういった配慮というものがなされるように、可能な限り最大の配慮を事業者に求めていくような形の中で議論をしていくべきだというふうに事務局としては認識をしております。若干補足させていただきました。

○村山会長 石井委員は、いかがですか。

○石井委員 現時点では、とにかく、一度そこでチェックが入ることが確定していればそれで結構です。

○村山会長 どうぞ、和田委員。

○和田委員 森林というのは、5年とか10年とかで再生するようなものではないわけですが、今回の計画期間は29年3月までということですのでごく短期間の話なので、短期間のうちに芽をつくり、苗を植えて、この中で何ができるかということしかこれは考えていらっしやらないのだと思うのですが、本来の森林を再生するという計画では何年間、例えば50年計画、100年計画というものが前提にあってこういうものがなされているのかということをお伺いしたいのです。

○浦崎緑環境課長 今回の計画期間、平成29年3月ということで大変短い期間になっておりますけれども、この考え方というのは、まず、平成26年2月に是正植栽が完了したという報告を私どもは受けておりますので、まず、その是正植栽の完了から3年が経過すれば、まずは一定の成果が見えてくるであろうというところで、まず29年3月までで当該計画を受けておりました、あと、こちらにつきましては、そもそも次の期間、20年の許可の期間が経過して、次の拡張の計画の御相談を受けている中でこういった事態がわかってしまったということで、やはり次の計画というのを事業者が何も考えていないわけではないというところで、その中で適切な森林の管理というものがなされているというふうに考えてございますので、次の許可の申請の際にはきちんとした計画を私どもとしても指導して求めていきたいというふうに考えてございます。

○村山会長 ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

○近藤（和）委員 33ページ、34ページで雨量の話なのですけれども、調整容量が、結果的に言うと2万4,434立米ということで計算上なってしまうのですけれども、結果的に34ページを見ますと、1時間に20.6154、約1時間に20mmというふうに判断してよろしいのでしょうか。そうしますと、調整池の、これを割り算にすると1.2ということで、1.2倍の余裕を見ているということになっております。最近、1.2で済むのかどうかという議論は出ておったのでしょうか。というのは、豪雨とかというのは今までの計算では成り立たない豪雨というのが結構あるし、私、現場を見ていないのでよくわからないのですが、等高線を見ると結構きつい山の間を平らなものにしておりますので、樹木もないところが、最悪の豪雨が降ったときに対応をどうするのかというのは議論に出ていたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○村山会長 部会長からお願いします。

○下村委員 まず、議論があったかということでございますが、議論はございました。やはり、この水の問題は大変大きゅうございますので、ただ、これは開発許可ということで先ほ

ど来御議論がありますとおり、かなり重たい判断をすることになりますので、基本的に都で用意されている数値とか式、そういったものに準拠して行うということで、とにかく、今の段階としてはそれで判断する以外ないだろう。

今後の問題につきましては、御検討くださいというような話はもちろん出てはおるのですが、そうなりますと、都でお持ちのいろいろな基準の考え方を再検討していただく必要がございますので、この段階ではこれが都で現在お持ちのもので、これでもって審査をさせていただいたということが経緯でございます。

○近藤（和）委員 例えば、これは形的には四角い台形的なものでしょうか。これが1か所あるのですけれども、等高線を見ますと、場所によっては水の集まるところがわかると思うのです。そういったところに長方形、あるいは長いもの、それを受け入れる調整池というのが考えられるのかというのを1つ思うのですけれども、その辺のところを検討させていただいて、いざというときに、これは、民家は近くにあるのですか。特に民家はないですか。

○及川計画課長 離れたところにありまして、例えば集中豪雨等があったとしても民家等に被害が及ぶような区域ではないということは言えるかと思えます。

○近藤（和）委員 わかりました。民家に被害がないということであればまだいいかなと思いますので、その辺のところを検討していただければと思います。

○及川計画課長 ただいま貴重な御指摘をいただきましてありがとうございます。基本的には、貯水池等の容量につきましては、従来からここ数年、集中豪雨等の策を、危険性が言われている中ではありますけれども、基本的には30年確率の降雨強度に対応できるようにということがまず前提としてございまして、そういう考え方のもとに計算式が成り立っているというふうに我々は認識してございまして、その中で、さらに貯水容量が1.2倍ということで確保しているということがございますので、基本的には今回、この容量でこの時点では十分だと、そういった災害防止に必要な容量は確保できているというふうに事務局としては認識しておりますのと、豪雨等が集中してきている中でそのままよいのかということにつきましては、今後の勉強といいますか、少し研究をさせていただいて、本日の御意見を賜って我々としても勉強させていただければというふうに考えております。

基本的には、いずれにしましても、今回、新たに採石区域を大きく切り広げていくとかそういうことがあれば、当然、集水域も大きく変わってきますけれども、今回の計画に関しましては緑地を広げるということですから、基本的にはこの局面で、本日の審議の対象を考えるに当たっては、それほど大きく状況の変化がないということで、そういう状況のもとで御

判断いただければというふうに思っております。

○村山会長 ほかによろしゅうございましょうか。

どうぞ。

○あさの委員 再度で申しわけございません。

今までの議論を伺っていて、4点ぐらい確認したいことが出てきたもので確認をさせていただきます。

1つ目ですけれども、まず、許可条件の案の中で特記条件の4番に「残留緑地と採掘区域との境界を明確化し、残留緑地の維持管理を徹底すること」というふうに入っておりますし、また、一般条件の7番には植物の周囲に柵を設け、工事中に損傷しないように留意することという条件をつけておりますけれども、これは資料1-2の7ページ、2番の表の中、「残留緑地について」のところで、既に20年前に前回許可したときの許可条件で「残留緑地については、その周囲に柵等を設け、管理に留意すること」ということに対して、実施状況の中に、要は注意して採取しているので柵はつくっておりませんというふうに書いてあるのです。ということは、これは多分何の報告もなくこのまま推移したのだと思うのですけれども、条件で柵や境界をちゃんとしなさいと書いても、向こう側としては、それにかわる対策をとっておりますのでいいですと言ってしまうと、別に何もしなくていいのかということでもまず1点確認したいのですが、いかがでしょうか。

○村山会長 どうぞ。

○下村委員 9月25日に最終的に私が行って確認してまいったのですが、残留緑地の境界のところに、柵というよりも、むしろ樹木にここまでですよという明示の印はつけていただいております。それは内側、外側につけていただいております。再発防止の努力の一環かと思っておりますけれども、そういったものは確認をしておりますので、柵を設けるとなると土地所有の問題等の調整もございますので、明示ということは代替した形で進めていただいているのは確認しております。

○あさの委員 ありがとうございます。では、いわゆるくいを打つという対策はされているということですね。

○下村委員 くいというか、立木にここまでですよというような形での明示ではございました。

○あさの委員 たしか再発防止の取り組みの中に、10mから50m間隔でくいを打ち込んでというふうに入っていたのですね。36ページ、「再発防止に向けた体制づくり」の中に、「境界線の明確化」というところで「境界杭の設置（実施済み）」となっております。単管パ

イブによって目視できる間隔（10m～50m程度）で、測量くいと違うことが明確にわかるような境界くいを設置する、これが残留緑地の内側、外側について打たれているということでもよろしいですか。

○村山会長 どうぞ。

○浦崎緑環境課長 御質問ありがとうございます。ただいまの件につきましては、お手元の資料の資料編に写真がございます。後ろのページに資料編がございまして、「①境界杭の設置」ということで、このような形で単管パイプでしっかり固定したり、事業区域境界線と記載してきちんと分けているというような形の対策をとってございます。

○あさの委員 ありがとうございます。

今回の許可に関して関係ない話になってしまうのですが、先ほど、都内の他の採石業者に対しての話がございましたときに、これは発生した理由というのが、前回許可当時にビニールテープで境界線を行っていて、それが経年劣化によって落ちてしまって、その後は総括責任者の方々の主観的な判断になってしまったのが発生した原因だったと書いてあったのですが、都内の他の採石業者さんの方々については、いわゆる境界をどういうふうに行っているか、現時点では逸脱が起きていないよということの確認まではできているということは理解したのですが、同じようなビニールテープとかを使っていれば同様のことが発生する可能性があると思うので、くいを打てとは言いませんけれども、経年劣化に耐え得るような境界線の確認ができる取り組みをしているかどうかということについての確認を行っているかというのはどうでしょうか。

○浦崎緑環境課長 御質問ありがとうございます。私ども、全ての採石事業者を確認したわけではないのですが、例えば座標によってきちんと確認をとっている業者、やはりこの業者のように境界を確定させて何か目印のようなものをつけて、それから採石をする事業者などいろいろな形がございまして、その採石事業者によってはさまざまな形で採石区域の確認をしているということでございます。

○あさの委員 ありがとうございます。

では、2点だけ意見を言わせていただいて終わりにしたいと思いますが、1つは、今の件に関しまして、できれば都から他の採石事業者さんに対して、経年劣化、要するにビニールテープみたいな風雨にさらされれば落ちるようなものではなくて、きちんとどんな状況でも残るような境界がわかるような取り組みをしてくださいという通知を出すことをぜひ検討していただきたいということが1点と、それから、2つ目が、資料1-1に「今後実施予定」

で「採掘区域の確認に主眼を置いたパトロールの実施」と書いてあって、これはもちろん大事なことなのではございますけれども、今回のように逸脱行為があったから区域を確認するというところに主眼を置いてしまうと、もともと自然の保護というのが大事なパトロールだと思うので、そういった意味でいけば、例えば緑地の保全区域、今回、要は分母をふやしたという議論がありました、緑地をふやすことによって、つまり、管理する緑地をふやすことによって採石区域が広がったことを確保しようという話なので、逆に言うと、その管理する区域をちゃんと保全しているかどうかをチェックしなければいけないので、これまでもやってこられたと思うのですが、そういった部分も含めて、逸脱していないかどうか主眼を置き過ぎてしまうと、その線ばかり確認してしまって、結局、その緑地帯の確認がおろそかになる可能性もゼロではないと思うので、その辺もぜひ注意していただくように内部で御検討いただければと思います。

以上です。

○村山会長 ほかにはよろしゅうございましょうか。

○浦崎緑環境課長 今の御質問、まことにありがとうございます。そういった通知をとという御指摘でございますけれども、採石事業者さんにおきましては、これからは私どもは必要に応じてさまざまな場面で勉強会を開催したり、意見交換の場などを設けていく予定でございますので、そういった中でそういった行為を行って注意喚起に努めていくという取り組みが重要だというふうにご考えております。

それから、確認の方法としては、確かに私ども、今回のこういった事態を受けまして、今までなかなか取り組めなかった事業区域の確認に主眼を置いたパトロールというのを今回初めてやっていこうということにいたしておりますけれども、例えばこれまでの内部の施設の管理が適正とか、植栽がきちんとなされているかというような視点でのパトロールというのは継続してやってまいりますので、両方の取り組みをきちんとするということによって、二度とこういったことがないような形で採石事業というのを適切に行っていただけるものというふうにご考えてございます。ありがとうございます。

○村山会長 ほかにはよろしゅうございましょうか。

どうぞ。

○金井委員 この個別のことではない感じなのですが、モニタリングのこと等も関連するのですが、東京都内あちこちに採石場があって、歴史のあるものもあるので、そういったところでこういったような形で植生等を回復してきたかという事例がかな

りあると思うのです。そういったものを参考にすれば、この植栽をどうしていったらいいかとか、どういうふうに移っていくかというのが、ここではわからないですけれども、ほかの事例で検討がつく部分もあるかと思うのですが、そういった資料が少しでもあるのかなということがわかればということと、もう一つ、採石場拡張とか、あるいは、これから先、オリンピックもあって、また採石場がという部分もあるかと思うのですけれども、東京都内での、こうなると個別の案件の審査というよりも全体的に総量としてどのぐらいまでなら大丈夫かとか、あるいは配置、そういった基本的な考え方の部分というのが大事になってくるかと思うのですけれども、その辺の検討は何か予定があるかということで2点お聞きできればと思います。

○村山会長 どうぞ。

○浦崎緑環境課長 御質問ありがとうございます。ほかの回復の事例ということでございますけれども、今回の事態を受けまして、初めて私どもも採石事業者さんの会合に出させていただいたりしまして、今回の件については事業者さんの間でも問題であるというような認識がどうもあったようでございまして、やはりそういったところでの情報交換などを通しまして、こういう回復措置をすればこういった形になるとかというようなことで、適切な情報交換等を今後も事業者さんとさせていただきながら、いい事例といいますか、回復に資するような事例というのをぜひ私どもも一緒に検討していければというふうに考えております。

それから、採石事業ということでは、やはりオリンピック等もございまして、今後、新規の採石の事案というのは原則禁止させていただいておりますので、今の事業者さんの採石の事業の中で今後とも適切に対応させていただければというふうに考えてございます。

○村山会長 それでは、もしほかに御意見がなければ、御意見も出尽くしたようでございますので、皆様にお諮りをいたしたいと思っております。

本件につきましては、本審議会といたしまして規制部会長の御報告のとおり、条件を付して許可相当であると認め、知事に答申したいと存じますけれども、それではよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第413号「株式会社村尾組成木工場採石事業」につきましては、本審議会として条件を付して許可相当であるということで答申をいたします。事務の手續については、事務局でよろしく願いいたします。

続きまして、諮問422号「町田市三輪緑山の温泉動力の装置について」、諮問第423号「世田谷区瀬田の温泉動力の装置について」、諮問第424号「八王子市左入町の温泉掘削について」、この3件の審議に入りますが、審議に先立って事務局より報告がございます。

○及川計画課長 それでは、資料の枝番の2の資料の取り扱いについてお願いがございます。資料枝番2「地質柱状図・ケーシング図」につきましては、事業者のノウハウ的な性格が強いものとなっております、また、作成された図面は著作物として取り扱われ、企業の生産技術上または販売上の情報でもあることから、東京都情報公開条例第7条第3号の非開示情報に該当いたします。したがって、これらにつきましては非開示として取り扱いをいたしたいと思っておりますので、皆様におかれましてもよろしくお願いたします。

○村山会長 ただいま事務局から本日の資料等の取り扱いについてお願いがありました。それでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村山会長 それでは、事務局より事案の説明をお願いいたします。

○関水環境課長 自然環境部水環境課長の関でございます。どうぞよろしくお願いたします。

諮問案件の御説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は、温泉の動力、いわゆるポンプでございますが、動力の装置が2件、それから、掘削が1件でございます。御説明の流れとしまして、まず、事務局より、お手元の資料2から4の枝番1の1「申請概要」を3件一括して御説明させていただきます。その後、田中温泉部会長より下の二重線の枠内に「許可基準適合状況」、これは動力と掘削それぞれでございますが、こちらの基準への適合状況、それから、「3 温泉部会における審議内容」について、3件一括して御説明をいただきます。

それでは、お手元資料2-1を御覧ください。諮問第422号「町田市三輪緑山の温泉動力の装置について」でございます。

概要でございますが、申請者は株式会社フージャースコーポレーション、目的はシニア向けマンションの住人用共同浴場へ浴用に供給すること。申請地は町田市三輪緑山一丁目でございます。こちらの申請地は神奈川県との都県境から500m程度でございます、小田急線鶴川駅から南東へ約1.5kmに位置してございます。ここに新規にシニア向けマンションを建設するものでございます。

当温泉の掘削につきましては、平成26年度の第131回自然環境保全審議会で許可相当との答

申をいただきましたが、このたび掘削の工事が完了いたしまして、動力の装置の許可申請がなされたものでございます。

温泉の現況といたしましては、深さ1204.5m、取水深度は937mから1550mの間にストレーナーといいます温泉の取水をするための管が断続的に入っております、その総長は103.6m、泉温は33.5℃、泉質はナトリウム・炭酸水素塩泉でございます。

申請のありました動力の装置でございますが、出力3.7kW、吐出口断面積12.56cm<sup>2</sup>、吐出量は毎分118ℓでございます。

揚湯量は、日量29m<sup>3</sup>となっております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有、周辺の概況としては、南側に町田市の下水处理場であります鶴見川クリーンセンターがございまして、ほか三方は集合住宅に囲まれております。

周辺1km以内の状況につきまして、資料の右上のところにまとめさせていただいておりますが、こちらは後ほど部会長から御説明もありますが、既存の温泉や水道水源井戸、水道未給水地域の生活用井戸、湧水といったところへの配慮が審査基準となっておりますので、その関係で簡単に御説明をさせていただきます。

まず、1km圏内に既存源泉はございません。また、水道水源井戸等はございません。ただし、図の青い丸でお示しをしましたように、南側のレクリエーション施設内に専用水道として使用している井戸が1か所ございますが、こちらの地域は水道が給水されている地域の井戸となっております。

湧水につきましては、図2の緑の丸のところでお示しをしましたように、隣接する横浜市及び川崎市でそれぞれ2か所確認をされておりました、横浜市から自然環境への最善の配慮を望む旨の意見が付されております。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移らせていただきます。

お手元の資料3-1を御覧ください。諮問第423号「世田谷区瀬田の温泉動力の装置について」でございます。

申請者は株式会社ザ・スポーツコネクション、目的は会員制スポーツクラブの共同浴場へ浴用に供給すること。申請地の住所は世田谷区瀬田四丁目でございます。こちらの申請地は、東急田園都市線用賀駅と二子玉川駅との中間、一般国道246号線沿いに位置するスポーツクラブの建てかえ地となっております。本申請の井戸は、隣接地で以前営業しておりました温浴

施設において使用していた温泉を老朽化等の理由で埋め戻し、申請地に新たに掘りかえたものでございます。

当温泉の掘削につきましては、平成26年度の第130回自然環境保全審議会で許可相当との答申をいただきましたが、このたび掘削工事が完了し、動力の装置の許可申請がなされたものでございます。

温泉の現況といたしましては、深さ1,350m、取水深度は957.6mから1333.7mの間にストレーナーが断続的に入っており、その総長は200m、泉温は37.6℃、泉質はナトリウム・塩化物・炭酸水素塩温泉でございます。

申請のありました動力の装置でございますが、出力3.7kW、吐出口断面積19.6cm<sup>2</sup>、吐出量は毎分190ℓでございます。

揚湯量は日量95m<sup>3</sup>となっております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有、周辺の概況としましては、主に戸建て住宅がございます。国道246号線に面しておりまして、南側に向かって下り勾配の土地となっております。

周辺1km以内の状況でございますが、資料の右上のところでございますが、図2のところでお示しをいたしましたように、1km圏内に既存の源泉や水道水源井戸等はございません。

湧水につきましては、緑の丸でお示しをいたしましたように、世田谷区内で4か所確認されており、世田谷区より地下水及び湧水の涵養に配慮した計画にすることを望む旨の意見が付されております。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移らせていただきます。お手元資料4-1を御覧ください。諮問424号「八王子市左入町の温泉掘削について」の案件でございます。

申請者は医療法人社団KNI、目的は病院の共同浴場等へ浴用に供給すること。申請地の住所は八王子市左入町478番でございます。こちらの申請地は、中央自動車道八王子インターチェンジの北側約1kmに位置し、申請者が開設をしております北原リハビリテーション病院の敷地となっております。ここに病院の患者さんや職員が入浴する温浴施設を新たに建設する計画でございます。

工事内容でございますが、掘削の口径が311.2mmから142.9mm、深さが1,800m、施行方法はロータリー式垂直掘削でございます。

温泉の利用計画でございますが、新たに建設をいたします温泉棟の共同浴場及びケア病棟

の共同浴場と個室浴槽に供給する予定となっております。

揚湯量は日量139m<sup>3</sup>を予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有、周辺の概況といたしましては、丘の上に位置しております、山林に囲まれ、近隣に住宅はございません。周辺1km以内の状況でございますが、資料右上の図2のところでございますが、既存源泉、水道水源井戸等はありません。

なお、青い丸でお示しをしましたように、北側の多摩川沿いのところに砂利製造事業に使用されている井戸が1か所ございます。こちらは水道未給水の地域ではございますが、事業用でございます、生活用の井戸ではございません。

湧水については、図2の緑の丸でお示しをしましたように、八王子市内で1か所確認をされております。

なお、こちらは昭島市に隣接しておりますが、昭島市から、掘削に当たり周辺の井戸利用事業所への影響や公害の発生がないよう配慮を求める旨の意見が付されております。

本申請の概要は以上でございます。

以上、今回御審議をいただきます3件の諮問案件についてまとめて御説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○村山会長 ありがとうございます。

本件につきましては、温泉部会において御審議をいただいておりますので、その結果について田中部会長から御報告をお願いいたします。

○田中委員 温泉部会長の田中でございます。よろしくお願いたします。

私からは、ただいま事務局から御説明がございましたように、各資料の左下の二重枠内に示しました各許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容につきまして御説明させていただきます。

説明の中で、参考資料としまして4-1、4-2、4-3がお手元にあると思いますけれども、あわせて御用意いただければと思います。

それでは、初めに資料2-1を御覧ください。諮問第422号「町田市三輪緑山の温泉動力の装置について」、温泉動力の装置の許可基準の適合状況などを御説明します。

まず、(1)の既存温泉への影響についてですが、お手元の参考資料4-1を御覧ください。これは、温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用等につきまして、掘削深度と制限距離との関係を示したものでございます。

当温泉の深さは、掘削深度が500mよりも深いため、既存温泉からの制限距離は1,000mとなっております。

資料2-1の図2に示してございますように、当温泉の周囲1kmには既存温泉は存在いたしません。したがって、この適合条件は本案件の場合、該当しないということになります。

お手元の資料2-1の(1)に矢印で「適合」というふうに記載してございますけれども、その意味で適合しているということでございます。

次に、(2)の水道水源井戸及び湧水への影響についてですが、参考資料4-2を御覧ください。これは、温泉掘削・動力許可にかかわる井戸・湧水等の取り扱いについて、この審議会の温泉部会で取り決めたものでございます。

申請地の周囲1km以内には、水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸及び配慮を要する重要な湧水があるかどうかを調査し、影響の有無を審査するという内容でございます。

資料2-1に戻っていただきまして、この図2にございますとおり、当申請では周囲1km以内に湧水が存在しております。ここで再び資料2-2を1枚めくって見ていただきまして、これの一番左側に当温泉井戸の構造図が記載されております。当温泉の掘削深度は900mより深いところにストレーナーとして網かけがされている部分があると思っておりますけれども、湧水が湧出する透水層または湧水が存在する帯水層は地表近くに存在しておりまして、この温泉の掘削深度とは深度がかなり異なっております。また、図では灰色で塗られておりますけれども、地上から300mの深さまではケーシング管の周囲にセメントによる遮水が施されておりまして、浅層地下水の流入を防ぐ形になっております。これらのことから、当温泉の周辺の湧水に影響を与える可能性はないものと考えます。

次に、資料2-1に戻っていただきまして、(3)の「温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であること」についてです。その審査基準を色分けで示したものが資料2-1の図1でございます。申請地は吐出口断面積が $21\text{cm}^2$ 以下、1日当たりの揚湯量が $150\text{m}^3$ 以下の規制基準地域となっております。

当申請の計画では、動力の吐出口断面積は、先ほど事務局から御説明がございましたように $12.56\text{cm}^2$ 、揚湯量は $29\text{m}^3/\text{日}$ でありまして、ともに基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか部会での審議内容としましては、可燃性天然ガス対策等につきまして申請者から

管理組合に対し十分助言を行うこと、また、掘削時に近隣から騒音等の苦情があったことを受け、ポンプの稼働時においても周辺から苦情が出ないように配慮することといった意見がございまして、これらの対策につきましては事業者からの了解を得ております。また、温泉資源保護の観点からモニタリングにつきましても、これを実施するため事業者から了解を得ております。

以上のことから、温泉部会では町田市三輪緑山における温泉動力の装置について許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料3-1を御覧ください。諮問第423号「世田谷瀬田の温泉動力の装置について」の許可基準の適合状況などを御説明いたします。

まず、既存温泉への影響についてですが、さきの案件と同様、当温泉は深さ500mより深いため、既存温泉からの制限距離は1kmとなります。当温泉の周囲1kmには既存温泉は存在しないため、さきの案件と同様に基準に適合していると確認いたしました。

次に、(2)の水道水源井戸及び湧水への影響についてですが、資料3-1の図2にありますとおり、当申請では周囲1km以内に配慮を有する湧水が存在します。ここで再び資料3-2、1枚めくっていただいたものですが、先ほどの案件と同様に、温泉井戸の構造図が左端に記載されております。また、この資料の中ほど、文字がぼやけていてはつきりいたしませんけれども、中ほどに「ストレーナー」と書かれた項目がございまして、この項目の下の部分を見ていただきますと、赤く塗られたところがございますけれども、これがこの温泉井戸の取水箇所となります。深度は900mより深いため、湧水が湧出する地表付近、通常は火山灰層というのが東京都は表層を覆っておりますけれども、その下に存在する礫層が透水層となっておりますので、深度的にかなり透水層が異なっているということになります。

また、左の井戸構造図で斜線で示されている部分がございますけれども、地上から400mの深さまでケーシング管の周囲をセメントによる遮水が施されておりまして、浅層地下水の流入を防ぐ形になっております。

これらのことから、当温泉が周辺の湧水に影響を与える可能性はないものと考えられます。

次に、資料3-1、表に戻っていただきまして、(3)の「温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であること」についてですが、さきの案件と同様に、図の1を御覧いただきたいと思っておりますけれども、この申請地は吐出口断面積が21cm<sup>2</sup>以下、1日当たりの揚湯量が150m<sup>3</sup>以下の規制基準地域となります。当申請の計画では、事務局から御説明がございましたように、動力の吐出口断面積は19.6cm<sup>2</sup>、揚湯量は95m<sup>3</sup>/日でありまして、ともに基準に適合しているこ

とを確認いたしました。

そのほか部会での審議内容としまして、掘削工事とは異なり営業時間が夜間に及ぶことから、ポンプの稼働音で周囲から苦情が出ないような配慮をすることといった意見がございまして、この対策については事業者から了解を得ております。

また、モニタリングにつきましてもさきの案件と同様に実施する旨、事業者から了解を得ております。

以上のことから、温泉部会では世田谷区瀬田における温泉動力の装置について許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料4-1を御覧ください。諮問第424号「八王子市左入町の温泉掘削について」、温泉掘削許可基準の適合状況などを御説明いたします。

掘削の許可基準につきましては、(1)及び(2)は先ほどの動力装置の許可と同様の基準であります、(3)に書いてございます掘削時の可燃性天然ガスによる災害の防止のための温泉法の施行規則等で定められている基準が1つございます。

まず、(1)の既存温泉への影響についてですけれども、当該申請では500mより深く掘削することを予定しているため、さきの案件と同様、既存温泉からの制限距離は1kmとなります。申請地点の周辺1kmには既存温泉は存在しないため、基準に適合していることを確認しております。

次に、(2)の水道水源井戸及び湧水への影響についてですが、資料4-1の図2に示してあるとおり、申請地点の周囲1km以内には湧水が存在いたします。ここで資料4-2、1枚をめくっていただいて、予想される地質柱状図・ケーシング予定図を御覧ください。

右側に計画している温泉井戸のケーシング予定図が記載されております。計画している水深度は1,400mより深いところでスリット加工パイプとして縦じま模様が描かれている部分であるため、湧水が湧出する地表近くの透水層とは深度が異なっております。また、図では黄色で塗られておりますが、地上から600メートルの深さまでケーシング管の周囲にセメントによる遮水を施し、浅層地下水の流入を防ぐ計画となっております。

これらのことから、当温泉の掘削が周辺湧水に影響を与える可能性はないものと考えられます。

資料4-1に戻っていただきまして、再び図2を御覧ください。水道未給水地域に事業用の井戸がございまして、昭島市からは影響がないよう配慮を求める旨の意見が付されておりますが、先ほどの湧水と同様の理由及びこの事業用井戸の場所が地下水の供給源となる多摩川

に近いことから影響はないものと判断いたしました。

次に、(3)の温泉法に定める可燃性天然ガス対策についてですけれども、敷地境界から掘削地点まで8mの距離の確保やガス噴出防止装置の設置など、温泉法等に基づき適切に措置を講ずる計画であることを確認しております。

そのほか部会での審議内容としましては、温泉の湧出した量に応じて利用計画を精査することといった意見がございまして、この点につきまして事業者から了解を得ております。

以上のことから、温泉部会では八王子市左入町における温泉掘削につきまして許可相当と判断いたしました。

以上で私からの報告とさせていただきます。

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、そして田中部会長からの部会報告を踏まえまして審議をお願いいたしたいと思っております。発言のある方は挙手を願います。

どうぞ。

○米倉委員 2点伺いたいののですが、都内の温泉掘削の状況について伺いたいのです。温泉掘削の許可に当たっては、この参考資料4-1から4-3でも書いてありますとおり、特に4-1についてですが、平成17年に地盤沈下の防止と源泉間の相互影響へ配慮するという観点から審査基準が設けられたということなのですから、この基準が設けられて以降に幾つほどの温泉が都内で掘削、許可されているのかということが1つと、2点目が、温泉の湧出量、地下から引き揚げた水の量なのですが、この基準ができた平成17年以降にどのように推移しているのか、ふえているとしたら大体どういう規模なのかということをお願いします。

○関水環境課長 これまで審議会ですべて許可相当ということで御判断をいただいて、こちらで温泉の掘削を許可した件数なのですが、今、手元の数値を足し上げますので少しお待ちいただいてよろしいでしょうか。17年以降、42件掘削の許可件数がございます。

それから、湧き出ている量についてですけれども、新規に許可いたしますものと廃止される温泉井戸もございまして、その差し引きで考えますと、ここ10年間で大きな変動は見られないというような状況でございます。

○米倉委員 ありがとうございます。422号の町田市の温泉動力の装置について意見を申し述べておきたいと思うのですが、これについては、前回、掘削についての諮問の際に我が党の河野委員から温泉は限りある資源だということで反対をさせていただきました。やはり温泉は共同の貴重な資源だと思いますので、これは特定の人にしか利用できないという形で使用

するという案件ですけれども、こういうことは控えるべきかと思います。ですので、この422号については反対だと意見を申し述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○村山会長 ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

○杉田委員 杉田と申します。

単純に質問なのですけれども、3つほど伺いたいことがあります。

最初の2-1の資料と3-1の資料の温泉の現況に湧出量というところがありますけれども、湧出量の意味を教えてくださいというのが1点です。自噴しているというふうな意趣なのかどうかよくわかりませんでしたので。

それから、2つ目ですけれども、掘削申請の4-1の資料の中で利用計画というのがありまして、揚湯量が139と非常に多いのですけれども、ここで掘削が許可されたときの利用計画というのはどういうふうな扱いになるのか、それをお伺いしたいというのが2つ目。

3つ目は、やはり4-1の資料で、深度が1,800mと非常に深いので、地下水の場合、深ければ深いほど地下水は水循環の一部ですから動いていますけれども、動きが遅くなるようなところまで非常に深く掘ってその水を利用するというので、深さ方向に規制というものは全くないのかということをお伺いしたいです。済みませんが、よろしくお願いします。

○関水環境課長 ただいまの御質問でございますが、1点目、温泉の湧出量のところですが、こちらは温泉を掘削いたしました際の温泉が湧き出る能力といえますか、ポンプでくみ上げる量ということではなくて、これだけの量が湧出する能力があるということでございます。

2点目の八王子市左入町の案件のところの利用計画でございますが、こちらの利用計画につきましては、あくまで掘削の時点ではこういった揚湯量で予定をしているというところでございますが、当然、今回、上限が150 $\text{m}^3$ であるところを139 $\text{m}^3$ という形での御説明を聞いておりますので、具体的にこれから利用計画がもう少し詳細に詰まってきましたら、それをもとにこれだけ必要なかどうかということのを改めて事業者さんで精査していただくというところで考えておりますので、今回の予定している139という数字がそのまま出てくるというよりは、我々でも利用の目的に応じて精査をしていただきたいということでやりとりをしていくことになるというふうに考えてございます。

3点目の深度方向の規制はないのかということでございますが、現状の考え方の中では

深度方向の規制はないというところでございます。

先ほどの湧出量のところ、非常に大ざっぱな説明だったのですが、正確な言い方をさせていただきますと、温泉をくみ上げる際に揚湯試験というものをを行うのですが、そこで段階試験というものを行いまして適正な量とみなして、その量で連続してくみ上げた際に水位が安定しているという状況になれば、その量をもって湧出量として記載をしているというところでございます。

以上でございます。

○村山会長 ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

○五十嵐委員 幾つか御質問があるのですが、諮問第422号は、前期、都民委員をさせていただいていたときに掘削の許可申請があって、こちらの審議会で許可をした記憶がございます。先ほど聞き違えたかもしれないのですが、ここで利用開始後の対策、可燃性の天然ガス対策について申請者から管理組合に助言することとあるのですが、安全対策は非常に重要だと思うのですが、利用開始後も温泉の管理そのものはこちらの申請者の事業者が続けることであって、お住まいになるシニアの方たち御自身の利用についての注意を助言するという理解でよろしいのでしょうか。管理そのものが管理組合になってしまうというようなことではないですよね。

○関水環境課長 こちらは分譲マンションでございまして、現在、申請者が土地を所有しておりますけれども、当然、分譲マンションですので、それぞれの入居の方が区分所有するという形になって、その所有者の方の中で管理組合がつくられてということにはなりますが、実際にこういった温泉を管理するのは実績を持った管理会社が管理をしていくというような流れできちんと申請者から管理組合に助言をしていくという趣旨でございます。

○五十嵐委員 では、安全については十分な対策をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、前回の掘削許可のときにも御質問を差し上げたかと思うのですが、こういったシニア向けマンションというのは今後もふえ続けると思うのですが、それに温泉というものがついてるとより利用価値が高まるというか、非常にそういう希望があるかと思うのですが、それをどこまで認めていくかというような、いろいろ個別には十分に審査されていると思うのですが、そういった温泉の総量については何か規制のようなことは都としてお考えはあるのでしょうか。

○関水環境課長 温泉法の考え方自体が、公益を害するものでない限りは許可しなければならないというのが温泉法の考え方になっておりまして、どのような用途で利用するのかということで、そこで許可する、しないの判断が違ってくるといようなつくりにはなってございません。ただ、私どもも当然そういった利用の目的に応じてここまでの温泉のボリュームが必要なかどうなのかということは、申請のあった都度精査をさせていただいているので、出てきたものを無条件にうのみにしているといようなものではございません。

○五十嵐委員 それはわかっているのですけれども、こういった基本的な考え方があるかなと思って伺いました。水と緑ということで東京都は今後ずっと世界の都市を目指すといことでやっておりますから、そういった点は非常に重要かと思えます。

しつこいですが、前回も指摘させていただいたかと思いますが、こちらの申請地は横浜市と町田市と川崎市が接しているところで、周辺からも住宅の開発がどんどん迫っている緑地だと思います。そこにこういう湧水もあって、この湧水はもともとは非常に自然環境の豊かな場所だったと思うのですが、そういったところにさらにこういったマンションがどんどんふえるということが自然環境保護としてどうなのかということ少し御意見を申し上げたいと思えました。

それともう一つ、長くなって申しわけないですが、3点目です。それぞれ非常に詳しい御審査を部会でされていると思うのですけれども、素人として少し伺いたいと思ったのが、こういった審査については事業者が出してきた文書のみについて審査されているのでしょうか。実際に都の担当者の方は現地に行かれて、そちらを視察されているのか、その審査の段階がわからないものですから教えていただきたいと思えます。

○関水環境課長 私どもで申請を受理させていただいてから、当然、現地のほうも必要な調査は入らせていただいております。

○五十嵐委員 わかりました。ありがとうございます。長くなって申しわけございません。

○田中委員 今の事業者の調査等につきまして補足説明しておきますけれども、温泉部会がこの審議会の前にございますけれども、その時点で事業者に出させていただいて御説明をしていただいて、部会の委員の方々から御質問する、それからいろいろお願いをするといような手順はとってございます。

○村山会長 ほかによろしゅうございましょうか。

どうぞ。

○田島委員 田島でございます。

422号の案件について、ただいま、将来にわたって区分所有の物件として管理されていくということが御説明にありましたので、私も温泉のことについて何も知らないのですけれども、例えばマンションの共有部分が区分所有に移るに当たっては、完全に区分所有者の管理組合によって管理されていくということになる。したがって、今回の横浜の事件でもそうですけれども、ディベロッパーのものではなくなるわけですよ。その上でどう管理していくかということになるので、例えばそれで施設関係の電気とかガスとかそういうものであれば、管理に当たっての資格というようなものである程度誰が現況をチェックしているのかということが担保されているというふうに考えているのですけれども、温泉施設の場合は、所有としては完全に住民の管理組合に移ったところで、どういった制度でもって安全を担保する枠組みになっているのかということだけ確認させていただきたいと思いました。

○関水環境課長 こちらの案件の場合、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある地域ということになっておりまして、その場合、温泉採取の許可というものを改めて動力の許可を行った場合には温泉を実際に採取して利用するという段階には、その採取の許可が必要になってまいります。その許可の際に、私どもでもそういった安全面を管理する、先ほど管理会社かというようなことを申し上げましたけれども、そういった安全の管理者をきちんと置いて、それが講習会を受けた管理者を置くというような規定になっておりますので、実際にそういったものをきちんと担保されるかというのを私どもで確認をさせていただいた上で採取の許可を出しているといった仕組みでございます。

○田島委員 もう少し詳しく教えていただきたいのですけれども、管理会社がというのは、管理組合の合意によって決められるものなので、制度上の区分所有では管理組合が管理会社を変えることが可能なのですね。開発の時点ではそういうことを想定されていないということだとは思いますが、民法上はそういう保障はできていないので、そこが不安であるというふうな意見は申し述べさせていただきたいと思います。

○関水環境課長 承知いたしました。

○村山会長 ほかに御意見いかがでございましょうか。

どうぞ。

○山中委員 ただいまの管理方法についての御質問とも関連するのですけれども、基本的なことについて教えてください。

今回申請されている揚湯量というのが、設置する動力の能力からするとかなり低目に設定されているかと思うのです。この動力性能を存分に発揮してしまうと適合基準の上限を上回

ることもあり得るかと思うのですけれども、そうならず申請した量がきちんと守られているということは、例えばフローメーターを設置して毎日モニタリングした結果を都が年単位でチェックするとか、そういう体制がとられているのでしょうか。

○関水環境課長 モニタリングの状況については、私どもで定期的に報告を受け取るというような流れで考えております。

○山中委員 であればいいのかもしれないのですけれども、もしその、先ほどの採石場の過失による問題というのもありましたけれども、そもそも動力性能をもう少し抑えておけば、どう頑張ってもこれ以上上限を上回る揚湯はできないということもあり得ますので、この案件についてどうこうというわけではないのですけれども、今後はそういう性善説に必ずしも立脚しない管理のあり方というのも考える必要があるのかなというふうに思いました。

あと、もう1点、これは先ほど反対意見が出されておりますので、それについて私見を述べさせていただきたいと思うのですけれども、温泉が公共財産であるという認識は皆さん共通かと思うのですけれども、だからといって公共目的でないものを誰かが禁じるということも難しいと思うのです。やはり公共財産というのは誰もが利用できる権利を持っていて、それが公共に害を与えるような使い方をしてはいけないというわけであるので、複数の観点から考えた結果、弊害がないという適正規模での利用であるというふうに温泉部会が判断したのであれば、公共財産だからといって反対するべきではないかというふうには個人的に思いました。

以上です。

○村山会長 事務局から何か。

○関水環境課長 今の御意見に関連いたしまして、先ほど法の場合、利用目的で許可する際の差別化をしているわけではないということをおし上げたところではございますが、温泉法の考え方自体が温泉資源の保護という観点に立っておりまして、許可をする際にそこが温泉資源の乱用につながらないかという観点で、先ほど申しました距離制限とかそういったものを一定の科学的根拠のもとに設けて審議をいただいているという状況でございまして、過去10年ほど運用した結果の中で特段そういった個別の温泉について湧出量が減ってきているとか、そういったような状況は今のところ耳にしておりませんので、現状の距離制限とかそういった考え方は、現状ところでは特段の問題はないのかというふうに考えているところでございます。

それから、先ほどポンプのお話もございましたけれども、申請の際にどういった能力で

れだけのものが必要なのかという選定根拠を私どもで求めまして、そういったエビデンスになる資料を精査させていただいているという状況でございます。

○村山会長 どうぞ。

○益子委員 先ほどのお湯の使い方のお話ですけれども、少し補足させていただきますと、温泉の使い方そのものは、要は浴槽にお湯を張るときに非常にたくさんのお湯の量が必要でございます。そのときに足りるようなポンプが必要というふうに考えることが多いです。お湯を張ってしまえば、あとはいわゆる人が入ってお湯がなくなったときに足し湯をするという程度で済みますので、考え方としましては、そういったピーク時に使えるだけのポンプを設置したいというのが申請者の考え方、それはそれとして1日平均としてはどれぐらい使っているよというのがこの都の考え方ということで、その整合性を図っているというふうに考えていただければよろしいかと思えます。

○村山会長 ほかによろしゅうございましょうか。

どうぞ。

○あさの委員 今の御説明に1点だけ質問させてほしいのですけれども、少し基本的なことで済みません。

申請概要の資料等に出てくるのは、実際に1日当たりどのくらいお湯を使うかとかという話で、もちろん審査の上でそれで十分なのかもしれないのですけれども、逆に審議内容の意見とかで出てくるように、温泉の利用計画等云々という話をされたときに、こういった審議をする側からすると、今のお話にあったとおり、では、例えばその施設が持っている総浴槽の体積というのがわかれば、この量が適切なかどうかとかということも判断つくのかなと。つまり、どう考えても形上これだったら大丈夫だといけるのか、この計画はぎりぎり過ぎて、これだと少し超える可能性があるのではないかとかという判断もつくのかなと思うのですけれども、そういったデータを提供するというふうにはなかなかならないのでしょうか。

○関水環境課長 申請をいただいた際に計画の揚湯量がなぜこの数値になるのかということに関しましては、今、御指摘のございました浴槽の体積とか、あるいは、利用人数が何人ぐらいなので、1人当たりどれぐらいの量を足し湯するとトータルで足し湯の部分はこれぐらいボリュームが必要になる。それを合計するとこれぐらいのボリュームになるといったような、例えば詳細な図面ですとか、あるいは足し湯がどれぐらい必要かといったようなエビデンスというものもあわせて御提示をいただいて精査をさせていただいているというようなものが申請の段階では行われているところでございます。

○あさの委員 それは、つまり温泉部会の中でそういった細かいチェックをしているということでもよろしいでしょうか。

○関水環境課長 さようでございます。

○あさの委員 ありがとうございます。

○村山会長 ほかに、もしよろしければ。よろしゅうございましょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようでございますので、皆様にお諮りしたいと思いますけれども、まず、反対意見のございました諮問第422号については、別途個別の採決をしてみたいと思います。

まず、諮問423号「世田谷区瀬田の温泉動力の装置について」、諮問第424号「八王子市左入町の温泉掘削について」につきましても、本審議会として温泉部会長の御報告のとおり許可相当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、反対意見がございました諮問第422号「町田市三輪緑山の温泉動力の装置について」につきましても、反対意見がございましたので個別の採決をしてみたいと存じます。

なお、臨時委員の方につきましては、東京都自然環境保全審議会規則第5条第2項の規定に基づきまして、議事に関係のある温泉部会の臨時委員、近藤委員、益子委員のみ採決に加わるということになりますので御了承をいただきたいと思います。

それでは、諮問第422号「町田市三輪緑山の温泉動力の装置について」につきましても採決を行います。反対の方は挙手をお願いいたします。

（挙手あり）

○村山会長 反対少数と認めます。

それでは、この422号「町田市三輪緑山の温泉動力の装置について」を含めまして、諮問第423号「世田谷瀬田の温泉動力の装置について」、諮問第424号「八王子市左入町の温泉掘削について」の3件につきましても、本審議会として許可相当であるということで答申をいたします。事務の手續については、事務局のほうでよろしくをお願いいたします。

以上で本日予定されておりました全ての案件の審議は終了いたしました。

その他、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

○及川計画課長 ございません。

○村山会長 それでは、これもちまして、「第133回東京都自然環境保全審議会」を閉会い

たします。

本日は、活発な御議論、御審議をいただきましてありがとうございました。

(午後 4 時 3 7 分閉会)